

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成30年11月20日（火）
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 所管事務調査 市民活動について
- 2 山陽小野田市空家等対策計画（案）のパブリックコメント結果について

山陽小野田市市民活動支援センター事業実施要綱

平成30年4月1日制定

(設置)

第1条 市民及び市民活動団体の行う市民活動を支援し、活力のある地域社会の実現に寄与するため、山陽小野田市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民及び市民活動団体が自主的かつ自発的に行う公益的な活動であつて、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公共の利益を害するおそれのある活動

(開館時間等)

第3条 支援センターは、市民部市民生活課に置く。

2 支援センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休館日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

(事業)

第4条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民活動に関する相談
- (3) 市民活動に関する研修、講座等の実施
- (4) 市民活動に関する調査及び研究
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 支援センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

山陽小野田市市民活動団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の推進を図るため、市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の登録（以下単に「登録」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民及び市民活動団体が自主的かつ自発的に行う公益的な活動であつて、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公共の利益を害するおそれのある活動

2 市民活動団体が行う活動は、別表に掲げる活動に分類する。

(登録の要件)

第3条 登録の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 3人以上の構成員を有すること。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 前条第1項各号に掲げる活動をする団体でないこと。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が統制下にある団体でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録の申請（以下「申請」という。）は、市民活動団体登録申請書（様

式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出して行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は規約若しくは会則
- (2) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び予算書
- (3) 役員の氏名を記載した書類
- (4) 構成員名簿
- (5) その他参考となる事項を記載した書類

(登録の実施)

第5条 市長は、申請があったときは、当該申請書及びその添付書類の記載事項を審査し、適当と認めるときは、市民活動団体登録簿(様式第2号)に登録し、登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)に対して市民活動団体登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付する。

(登録の変更)

第6条 登録団体は、登録の内容について変更があったときは、遅滞なく登録内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は不正な手段により登録を受けたことが判明したときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に掲げる登録の要件を欠いたとき。
- (2) 登録内容に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 団体の信頼を失う行為があったとき、又は活動目的から逸脱したとき。
- (4) 登録の取消しの申出があったとき。
- (5) 団体が解散したとき。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

2 登録団体が登録の有効期間を延長しようとするときは、有効期間の末日の10日前までに、登録延長申請書(様式第5号)により申し出なければならない。

(活動報告)

第9条 登録団体は、毎年、活動報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

山陽小野田市長 あて

市民活動団体登録申請書

山陽小野田市市民活動団体の登録に関する要綱第4条の規定により、次のとおり登録を申請します。

記載内容を公開したくない場合は「×」を記入してください。→

公開
の
可否

名 称	フカナ	
所 在 地	(〒 -) 山陽小野田市	
連 絡 先	TEL FAX	
代 表 者 名		
Eメールアドレス		
H P ア ド レ ス	http://	
設 立 年 月 日	年 月 日設立	
活 動 分 野 (該当する項目に「✓」 を付してください。)	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 情報化社会 <input type="checkbox"/> 科学技術 <input type="checkbox"/> 経済活動 <input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> NPO支援	-
提供できる活動内容	講師 ・ 企画 ・ 交流 ・ その他 ()	
会 員 数	人 (男性 人、女性 人)	
会 費	入会金 円/年会費 円/その他()	
活 動 内 容 (200字以内)		
活 動 場 所		
P R 等 (100字以内)		

(添付書類)

- ① 定款又は規約若しくは会則、②申請の日の属する事業年度の事業計画書及び予算書、
- ③ 役員の名を記載した書類、④構成員名簿、⑤その他参考となる事項を記載した書類

市民活動団体登録証

登録番号

団体名

代表者名

団体の所在地

有効期限 年 月 日

年 月 日

山陽小野田市長



山陽小野田市長あて

団体名

代表者名

登録内容変更届出書

登録の内容について下記のとおり変更がありましたので、山陽小野田市市民活動団体の登録に関する要綱第6条の規定により、届け出ます。

団体名	所在地
代表者	設 立
TEL	FAX
Eメールアドレス	HPアドレス
活動内容	
活動場所	
PR	
その他	

※変更のあった項目のみ記入してください。

（添付書類）

その他変更の内容を記載した書類

山陽小野田市長あて

団体名

代表者名

登録延長申請書

山陽小野田市市民活動団体の登録に関する要綱第8条の規定により、以下のとおり登録の延長を申請します。

登録番号	
団体名	刀がナ
所在地	(〒 -) 山陽小野田市
連絡先	TEL FAX
代表者名	
Eメールアドレス	

年 月 日

山陽小野田市長あて

団体名

代表者名

年度 活動報告書

山陽小野田市市民活動団体の登録に関する要綱第9条の規定により、 年度の活動について下記のとおり報告します。

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 活動内容

年月日	活動事業名等	活動場所	活動概要

※枠が不足する場合は、別紙により記載ください。

3 特記事項（他団体との連携活動などの特記事項）

※活動内容等は、各団体の総会資料など確認できる資料の添付により替えることができます。

市民活動支援センター

名称	住所／TEL・FAX／E-mail／URL			利用可能日時	利用設備等	主な支援内容	
しものせき市民活動センター (ふくふくサポート)	〒750-0025 下関市竹崎町4丁目4-2 ヴェルタワー下関2階			月曜日～土曜日 9:00～22:00 日曜日・祝日 9:00～18:00 (休館日: 12/29～1/3)	会議スペース／交流スペース／情報掲示スペース／書籍／メールボックス／貸ロッカー／パソコン・プリンター／印刷機／ポスタープリンター／コピー機／紙折り機／プロジェクター	市民活動に関する各種相談／情報の収集と提供／会議・印刷等作業・交流の場の提供／交流会の開催等／情報誌「ふくふくサポートだより」の発行(隔月)／市民活動保険の相談・受付	
	TEL	083-231-1826	FAX				083-232-1881
	E-mail	katsudou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp					
	URL	http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/NPO/					
	【設置】	下関市	【運営】				下関市
宇部市民活動センター「青空」	〒755-0029 宇部市新天町一丁目2-36 まちづくりプラザ2階			月曜日～土曜日 10:00～18:00 ※夜間、日曜日、祝日は登録団体のみ使用可(時間の制限なし)	会議スペース／ロッカー／カラーコピー機／印刷機／パソコン／活動情報掲示スペース／その他(紙折り機、カッター、メールボックス、プリンター、ラミネータ、スキヤナー、ワイヤレスマイクセット、プロジェクター、スクリーン)	市民活動に関する相談／会議・作業の場の提供／情報の収集と提供／研修会・セミナー・交流会の開催／センターだより「あおぞら通信」の発行／ホームページの開設／団体・個人のネットワークづくり	
	TEL	0836-36-9555	FAX				0836-39-2272
	E-mail	mail@ubenet.com					
	URL	http://www.ubenet.com					
	【設置】	NPO法人うべネットワーク	【運営】				NPO法人うべネットワーク
山口市市民活動支援センター「さぼらんて」	〒753-0047 山口市道場門前1丁目2-19			9:30～18:00 時間外の会議室利用予約には対応(休館日:水曜日、12/29～1/3)	会議スペース／コピー機(1枚10円)／印刷機／活動情報掲示スペース／紙折り機／パソコン・プリンター／インターネット閲覧／ラミネーター	情報機能／相談機能／人材発掘・養成機能／市民団体事務局応援機能／ネットワーク機能／施設運営管理機能	
	TEL	083-901-1166	FAX				083-901-1165
	E-mail	saporant@c-able.ne.jp					
	URL	http://www.saporant.jp					
	【設置】	山口市	【運営】				NPO法人山口せわやきネットワーク
萩市市民活動センター「結」	〒758-0046 萩市大字西田町5番地			月曜日～金曜日 10:00～22:00(ただし、情報交流スペースは18:30まで) 土・日曜日、祝日 10:00～18:30 (休館日:水曜日、年末年始12/29～1/3)	ミーティングルーム／多目的スペース／コピー機／印刷機／ワークスペース／専用ロッカー、登録団体用メールボックス／情報交流スペース／プロジェクター／ワイヤレススピーカー	情報収集・提供業務・情報コーナーの設置／会議・印刷等作業・交流の場の提供／会報誌「結だより」の発行(隔月)／ホームページの開設／研修会・助成金セミナーの開催／市民団体事務局応援機能／ネットワーク機能／施設運営管理機能	
	TEL	0838-24-0161 (萩市市民活動推進課 0838-25-3373)					
	E-mail	sikatu-center@haginet.ne.jp					
	URL	http://sikatu-center.wixsite.com/sikatunet					
	【設置】	萩市	【運営】				萩市(受付等をNPO法人に委託)
防府市市民活動支援センター	〒747-0035 防府市栄町1-5-1 ルルサ防府2階 防府市地域協働支援センター内			月曜日・水曜日～日曜日 10:00～22:00 (休館日:火曜日、12/29～1/3 ただし、火曜日が休日の場合は、直後の平日)	貸会議室／打ち合わせスペース／ロッカー(有料)／コピー機(有料)／印刷機(有料)／丁合機／パソコン／テレビ・ビデオ／活動情報掲示スペース／その他(作業室、情報ボックス、紙折機、拡大機、裁断機)	市民活動に関する相談／情報の収集と提供／ボランティア・協働情報紙「まなぼらさぼーと」の発行／会議・作業・交流の場の提供／暮らしに役立つミニ講座など各種講座の開催／ホームページの開設／団体・個人のネットワークづくり	
	TEL	0835-38-4422	FAX				0835-24-7733
	E-mail	ehofu@trust.ocn.ne.jp					
	URL	http://hofu-saport.org/					
	【設置】	防府市	【運営】				NPO法人市民活動さぼーとねっと

名称	住所／TEL・FAX／E-mail／URL			利用可能日時	利用設備等	主な支援内容	
いわくに市民活動支援センター (サポネット・いわくに)	〒741-0062 岩国市岩国4-4-15 岩国市中央公民館3階			月曜日～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 (休館日:日・祝日、12/29～1/3、公民館休館日)	コピー機／印刷機／パソコン／活動情報掲示スペース／紙折り機／登録団体用情報ボックス／大判印刷機・裁断機／登録団体用メールボックス／情報交流スペース／プロジェクター／ワイヤレススピーカー・スクリーン／	情報収集・提供業務・情報コーナーの設置／パンフレットスタンド・掲示板・登録団体用情報ボックスの設置／情報誌「ささえ」の発行／ホームページの開設・インターネットの供用／交流・連携業務・交流コーナーの設置／登録団体交流会の開催／相談業務・相談コーナーの設置／市民活動さぽーと講座の開設 ほか	
	TEL	0827-44-0288	FAX				0827-44-0324
	E-mail	shien@sky.icn-tv.ne.jp					
	URL	http://www.iwakuni-shien-center.com/					
	【設置】	岩国市	【運営】				NPO法人いわくにネットワークグループ
光市地域づくり支援センター	〒743-0063 光市島田4丁目14番3号(旧:勤労者総合福祉センター)			毎日 9:00～21:30 (休館日:12/29～1/3)	貸会議室／会議スペース／ロッカー／印刷機／パソコン／テレビ・ビデオ／活動情報掲示スペース／メールボックス／その他(作業室、紙折り機、大判印刷機、裁断機、ラミネート機)	市民活動に関する相談受付、情報提供／市民活動に関する活動場所の貸出／事務機器(印刷機等)や作業スペースの提供／事務ロッカー、メールボックスの貸出／市民活動団体の登録／交流カフェ(毎月第1火曜日)／IT相談(毎週木曜日)	
	TEL	0833-72-8880	FAX				0833-72-8133
	E-mail	chiikizukuri@city.hikari.lg.jp					
	URL	http://www.city.hikari.lg.jp					
	【設置】	光市	【運営】				光市
やない市民活動センター	〒742-0021 柳井市柳井3718 柳井市文化福祉会館1階			火曜日～金曜日 8:30～19:00 土曜日・日曜日・祝日 8:30～17:00 ※登録団体は8:30～22:00まで作業室利用可(休館日:月曜日(祝日の場合は火曜日)、8/13～16、12/28～1/4)	交流テーブル／コピー機(有料)／ポスタープリンター(有料)／プリンター(有料)／印刷機／パソコン／紙折り機／丁合機／断裁機／ラミネート機／作業台／ロッカー／情報ボックス／作業棚／掲示板／活動発表パネル／パンフレットスタンド	市民活動のための場と機械の提供／市民活動に係る情報の収集・提供／市民活動を行うものの連携、交流の推進／センターのPR、啓発／協働のまちづくりの推進	
	TEL	0820-25-3535	FAX				0820-25-3583
	E-mail	yanaikatsudo@ark.ocn.ne.jp					
	URL	http://www.shiminkatsudo871.server-shared.com/					
	【設置】	柳井市	【運営】				柳井市
周南市市民活動支援センター	〒745-0034 周南市御幸通2丁目28番2 徳山駅前賑わい交流施設3階			毎日 9:30～22:00 (休館日:12/31～1/3)	交流スペース／情報掲示スペース／情報ボックス／コピー機／印刷機／その他(裁断機、紙折り機、拡大機、丁合機、パンフレットスタンド、書籍)	情報収集・提供機能(市民活動グループバンクの設置、ボランティア人材バンクの設置、情報コーナーの設置、情報誌「YUI(結)」情報ひろば」の発行、ホームページの開設)／ワーキング機能・交流機能・相談機能／市民活動賠償責任保険受付／イベント器材貸出／調査・研修業務のほか市民活動に関する総合窓口としての多様な支援	
	TEL	0834-32-2200	FAX				0834-32-2201
	E-mail	shientent@city.shunan.lg.jp					
	URL	http://shunan-chiikijoho.jp/support/					
	【設置】	周南市	【運営】				周南市
山陽小野田市市民活動支援センター	〒756-0091 山陽小野田市日の出1-1-1 市役所市民生活課内						
	TEL	0836-82-1134	FAX				00836-83-2604
	E-mail	shiminseikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp					
	URL						
	【設置】	山陽小野田市	【運営】				山陽小野田市

様式第4号

市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

件名	山陽小野田市空家等対策計画
意見募集期間	平成30年9月3日（月）～平成30年9月28日（金）
公表した資料	山陽小野田市空家等対策計画（案）
意見の件数	3名 37件

意見の概要と市の考え方等

項目	意見の概要	市の考え方又は対応
目次について	参考資料として、法、条例、規則を載せるのであれば、目次第9節の後ろに参考資料として記載すべきである。	目次の第9章第3節の次に、空家法、空家条例、規則を記載します。
空家等対策計画策定の主旨について（P1）	4行目 「・・・年々増加してきました。」とあるが、どのデータか。全国レベルのことを言っているのか（P4下表）。我が市では空家は減っている（P5表及びP7表（序-1））。空家数は減っている。しかしそのうちの腐朽、破損あり等の空家は増えている。何を言っているのか、何が言いたいのか明記すべき。	全国空き家数の推移について、述べたものです。 御意見を参考に次のように改めます。 1行目の「近年、」の次に、「全国的に」を記載します。
	9行目 「地域の活力低下」とあるが具体的にはどのようなことが考えられるのか。	適正に管理されていない空家等は、地域住民の安全・安心な生活に深刻な影響を及ぼす

		こと等が考えられます。
	9～10 行目 「行政運営の効率性の低下」とあるが、「効率性の低下」という表現はおかしい。「効率が低下する」または「効率性又は効率が悪くなる」等の表現はあるかと思うが。	原案どおりとさせていただきます。
	14～15 行目 「空家等へ対処する上での・・・」とあるが、表現がしっくりいかない。「空家等に対処する上で法的根拠・・・」等の方が良くないか。	御意見を参考に、次のように改めます。 「空家等へ対処する上での法的根拠が示されました。」を「空家等に対処する上で法的根拠が示されました。」に改めます。
	16～18 行目 「空家法の施行に伴い、現行の条例との・・・空家条例を施行しました。」とあるが、関係が良くわからない。「現行の条例」とはいつ時点での現行なのか。「山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例」を全面的に見直して「この条例」を廃止し、新たに「山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例」を施行したのか。繋がり、関係を明確にすべき。	御意見を参考に、次のように改めます。 11 行目「山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例」を「山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例（平成 24 年条例第 36 号。以下「旧空き家条例」という。）に改めます。 また、16 行目の「現行の条例」と 17 行目の「条例」を「旧空き家条例」に改めます。 なお、P10 2 行目の「山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例（以下「旧空き家条例」という。）」を「旧空き家条例」に改めます。
総務省住宅・土地統計調査の概要について（P5 表）	空き家率が「全国」「山口県」「山陽小野田市」の順番に記載されているが、戸数等のデータは山陽小野田市のことを述べており、本文の説明にも「本市	御意見を参考に、次のように改めます。 「住宅・土地統計調査による山陽小野田市の状況」の表中 10 行目を「空家率 山陽小野田

	及び全国、山口県の空家に関するデータは次のとおりです。とあるので表内の空き家率の表現も「山陽小野田市」「全国」「山口県」の順番にすべきである。	市」、11行目を「全国」、12行目を「山口県」に改めます。																											
空家等の分布等について (P9図)	この図を載せるのであればもっとはつきり分かるようにすべき。特に「凡例」の部分は全く読めない。何を理解させようとしているのか。	凡例の箇所を分かりやすく改めます。																											
実態調査の実施について	空き家の実態調査(種別区分や現況評価)をするべきである。	本市の空家等対策を推進するために、平成29年度に市内全域の空家等の実態調査を実施いたしました。本計画では、P7~9に記載しています。 実態調査に関する御提案として承ります。																											
空き家条例について (P10表)	未解決の総数90、その右の「所有者調査中」等のカラムは、「総数」の内訳であるから、以下のようにすべき。	御意見を参考に、表を分かりやすく修正します。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市民等からの情報提供</th> <th rowspan="2">総数</th> <th rowspan="2">解決</th> <th colspan="7">未解決</th> </tr> <tr> <th>未解決総数</th> <th>所有者調査中</th> <th>助言・指導</th> <th>勧告</th> <th>命令</th> <th>公表</th> <th>代執行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>183</td> <td>93</td> <td>90</td> <td>34</td> <td>56</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		市民等からの情報提供	総数	解決	未解決							未解決総数	所有者調査中	助言・指導	勧告	命令	公表	代執行	合計	183	93	90	34	56	0	0	0	0
市民等からの情報提供	総数	解決				未解決																							
			未解決総数	所有者調査中	助言・指導	勧告	命令	公表	代執行																				
合計	183	93	90	34	56	0	0	0	0																				
空家等対策の基本的な考え方について (P13)	「空家条例には、基本理念として次のように規定されています。・・・」とあるが序章2に基本理念が謳われている。同じことがここにもあり、無駄である。序章2を引用すべきである。	P2の序章と重複しますが、「第1節 空家等対策の基本的な考え方」として、基本理念は重要であり、再度確認する意味も含めて、原案どおりとさせていただきます。																											
空家等対策計画の位置	「山陽小野田市空家等対策計画」は「山陽小野田市住宅マ	「山陽小野田市住宅マスタープラン」は、「山陽小野田市																											

<p>づけについて (P14)</p>	<p>マスタープラン」と整合を取るようになっているが、現在「山陽小野田市住宅マスタープラン」は作成されていない（平成30年度末までには施行するようだが）。現時点でどのように整合を図ったのか。担当部署と協議が必要である。</p>	<p>住生活基本計画」（以下「住生活基本計画」という。）として、平成30年度に策定予定です。空家等対策計画（案）と整合性を取るために、住生活基本計画を策定する部署とも協議をした上で、本計画（案）を作成しました。</p> <p>なお、P14の表中、「山陽小野田市住宅マスタープラン」を「山陽小野田市住生活基本計画（平成30年度策定予定）」に改めます。</p>
<p>空家等対策の取組方針について (P16)</p>	<p>空家等の管理状況による区分「序章-3・・・今後も減少することが推計されていることから、・・・」とあるが、序章3第1節2人口の推移、は過去の推移のみを示しているのであって、今後のことは謳っていない。今後の推計はどこにあるのか。</p>	<p>原案どおりとさせていただきます。</p> <p>P3の《山陽小野田市人口の推移》において、本市の人口は平成7年から平成27年までに約6,000人減少していることや、年齢の構成比は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少を続けている一方、65歳以上の年齢は上昇していることから、本市の人口は今後も減少することが推計されます。</p>
<p>(P17)</p>	<p>3～4行目「本市の人口は・・・増加することが想定されます。」とあるが前ページ第5節1空家等の管理状況による区分の文頭にも同じ文言がある。無駄なことは避けるべきである。</p>	<p>御意見を参考に、次のように改めます。</p> <p>3～4行目の「本市の人口は今後も減少することが推計されていることから、空家等が増加することが想定されます。このような状況において、」を「空家等が増加すると見込まれる状況において、」に改めます。</p>

適切な管理 を促進する 施策につい て (P23)	2情報の提供の2行目文字を 先頭にそろえるべき。	先頭に揃えます。
普及啓発に ついて (P24)	県のパンフレットを載せて いるが、本文には何の説明もな い。載せる必要があるのか。こ のパンフレットも文字は読め ない。	パンフレットを削除します。
対応方針に ついて (P25)	「空き家バンク等」とある が、「空き家バンク」はあるの か。無いとすればいつどのよう に作るのか。	本市では、「空き家バンク」 を構築していません。「空き家 バンク」の構築を目指します。
特定空家等 に対する市 の対応につ いて (P27 図)	「特定空家等と認められな い管理不適切空家等」が3段目 と5段目にあるが、違いは何 か。	P27 図の4段目の「空家法 第9条第2項による立入調査」 から5段目への矢印が欠如し ていたため、これを追記しま す。
特定空家等 の判断基準 について (P29 図) (P29～ 30)	P27 に同じものがある。な ぜここに載せるのか。P27 で 説明しているのではないか。無 駄な表現は避けるべきである。	御意見を参考に、重複してい る箇所を削除します。
	P30 から「判断基準表」が載 せてあるが、P29 の本文には 説明がない。説明を入れるべ き。例えば、「なお、特定空家等 判断基準書を次ページ以降に 示します。」 または、P29 本 文下から2行目の「・・・特定空 家等判断基準※に基づき判断 します。 ※:次ページ以下に 判断基準表を示します。」等。	御意見を参考に、次のように 改めます。 P29 の「次の山陽小野田市 特定空家等判断基準に基づき」 を『次項の「特定空家等判断基 準表」及び「特定空家等判定調 査票」に基づき』に修正します。
(P30～ 34)	文字が小さくて読みづらい。 良く理解できるよう文字を大	分かりやすく修正します。

	<p>きくすべき。</p> <p>この表及び票の運用マニュアル（手順書）はあるか。</p>	<p>P30～34の「特定空家等判断基準表」及び「特定空家等判定調査票」により、特定空家等の判定を職員等が行います。その判定を平準化させるために、数値等を用いた運用マニュアル（仮）を本計画とは別に協議会の審議を経て作成します。</p>
(P30～31)	<p>「評点」は0～5のいずれかを判断して記載するのか。</p>	<p>御意見のとおり、評点は0～5のいずれかを判断して記載します。</p>
	<p>「合計」は評点の合計であるが、「評価①、②等」は何を記載するのか。</p>	<p>評価①～⑥は、総合評価として各評点の平均点を記載します。</p>
(P30～32)	<p>P30,31の【調査1】とP32の「特定空家等判定調査票（建築物等）」に齟齬がある。</p> <p>例えば、P32の【調査1】3カラム目「屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがある（選択）」とあるが、P31では「必須項目」となっている。また、その下のカラムも（選択）となっているが、P31では「必須項目」である。</p>	<p>P31の1行目の「必須項目」の全てを「選択項目」とします。</p> <p>また、P30(2)の表中左から2列目の「調査項目」を「外壁」に改めます。</p>
(P32)	<p>判定は、判定Aと判定Bしかないのか。</p>	<p>特定空家等と思われる空家等について調査をいたしますので、判定は、A又はBのいずれかとなります。</p>
(P33)	<p>【調査1】の「区分」には、何を記入するのか。</p>	<p>上記「※区分（法第2条第2項に規定する特定空家等の定義のうち該当する状態を表すもの）」の区分を記載しています。</p>

	<p>【調査2】の「条件」欄は「ー」となっているが、これは何か。</p>	<p>【調査2】の「条件」欄を削除します。</p>
	<p>【調査1】の「レベル評価」にはどのような記載がなされるのか。</p>	<p>【調査1】を分かりやすく修正します。</p>
(P34)	<p>【調査2】は、レベル1,2,3の該当部分を○で囲むのか。</p>	<p>【調査2】は、【調査1】の該当項目の判断基準を示したものです。</p>
	<p>P34の【調査1】、【調査2】に立木等①、窓②、・・・とあり、⑦から⑪に飛んでいる。⑧⑨⑩はどこに行ったのか。</p>	<p>【調査2】の表中の⑪・⑫を削除します。</p>
(P32～33)	<p>「特定空家等判定調査票（建築物）」と「特定空家等判定調査票（衛生上有害等）」があるが、それぞれの重みづけは如何か。</p> <p>総合判断はどのようにするのか。</p>	<p>空家法第2条第2項に、特定空家等の定義は、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態」とされていることから、どちらか一方でも特定空家等と評価すれば、特定空家等と判断します。</p>
空家等対策の効果の検証について（P45）	<p>指標1:7.49%以下、指標2:30.60%以上とあるが、算出根拠は何か。</p>	<p>御意見を参考に、次のように改めます。</p> <p>図(9-1)の次に、</p> <p>「住宅・土地統計調査による全国の空き家数は、平成20年調査時では757万戸から平成25年調査時では820万戸と、5年間で63万戸増加しており、増加率は1.08%となっています。これを元に、平成29年度から次回の空家等実態調査実施予定である平成34年度までの5年間の山陽小野田市の空</p>

		<p>き家の増加率を、1.08%とすると、平成30年度から平成34年度までの5年間で空き家総数が107件増加し、1,376件と予想されます。</p> <p>目標値として、D・Eランクの空き家を少しでも減らし、A・Bランクの空き家を少しでも増やすべく、D・Eランクの空き家の増加率を1.08%より0.5ポイント減の1.03%、A・Bランクの空き家の増加率を1.08%より0.2ポイント増の1.10%とすると、平成30年度から平成34年度までの5年間で、</p> <p>Aランクの空家等は、106件から11件増加で117件</p> <p>Bランクの空家等は、276件から28件増加で304件</p> <p>Dランクの空家等は、70件から2件増加で72件</p> <p>Eランクの空家等は、30件から1件増加で31件</p> <p>となります。その結果、D・Eランクの管理不適切空家等率が7.49%以下</p> <p>(平成34年度D・Eランク空家等数103件 / 平成34年度空家等数1,376件=7.49%)</p> <p>A・Bランクの活用容易空家等率が30.60%以上</p> <p>(平成34年度A・Bランク空家等数421件 / 平成34年度空家等数1,376件=30.60%)</p>
--	--	---

		<p>となります。よって、」を追記します。</p> <p>なお、3目標指標の「平成29年」を「平成29年度」に、「平成34年」を「平成34年度」に改めます。</p>
その他	<p>土地や家を所有している人が生きていくうちに、売ったお金が入り、手続きなどもそのお金でできるようにしたらいいと思う。</p>	<p>土地や家に関する御提案として参考にさせていただきます。</p>
	<p>移住者を受け入れるためには、地域での移住者を導くキーパーソンを育て、人と人をつなぐことこそが田園回帰を実現するキーポイントとなる。さらに、全国に向けて情報の発信を積極的にすることが必要である。</p>	<p>御提案として承ります。</p>
	<p>全国の都市圏退職者(定年者を含む)を農業従事者として受け入れる。</p>	<p>御提案として承ります。</p>
	<p>外国人の雇用で、人口減少に歯止めをかけ、空家対策とすることは十分可能と考えられる。</p>	<p>御提案として承ります。</p>

※項目ごとに整理して記載